

# 清水町医療救護計画

令和2年7月13日（改正）

清水町

## 目 次

第 1	清水町医療救護計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 2	医療救護計画策定の目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 3	医療救護計画の基本的な考え方	
1	関係機関の役割	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	関係機関との連携	・ ・ ・ ・ ・ 2
3	医療救護の対象者及び区分	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	医療救護施設の区分	・ ・ ・ ・ ・ 2
5	医療救護期間の区分	・ ・ ・ ・ ・ 3
6	医療救護に係る費用	・ ・ ・ ・ ・ 3
7	災害時の情報把握	・ ・ ・ ・ ・ 3
8	研修及び訓練の実施	
第 4	災害時の医療救護体制及び連携	
1	参集基準	・ ・ ・ ・ ・ 4
2	医療救護対策本部の設置	・ ・ ・ ・ ・ 4
3	医療救護班の編成	・ ・ ・ ・ ・ 5
4	医療救護活動協力看護師等の確保	・ ・ ・ ・ ・ 5
5	医薬品等の確保と供給	・ ・ ・ ・ ・ 6
6	外部からの派遣医療従事者等の受入れ	・ ・ ・ ・ ・ 7
第 5	医療救護施設の役割分担	
1	救護所及び救護医院	・ ・ ・ ・ ・ 7
2	救護病院	・ ・ ・ ・ ・ 9
3	災害拠点病院	・ ・ ・ ・ ・ 10
第 6	傷病者の搬送体制	
1	救護所及び救護医院での搬送体制	・ ・ ・ ・ ・ 10
2	救護病院から災害拠点病院への搬送	・ ・ ・ ・ ・ 10
3	広域搬送体制	・ ・ ・ ・ ・ 11
第 7	日常的に医療を必要とする患者等への対応	
1	人工透析患者等への対応	・ ・ ・ ・ ・ 11

2	妊産婦等への対応	・ ・ ・ ・ ・ 11
3	こころのケア対策	・ ・ ・ ・ ・ 11
第 8	医療関係者等の協力要請	・ ・ ・ ・ ・ 11
第 9	医療救護活動の終了	・ ・ ・ ・ ・ 11
第 10	健康支援活動への移行	・ ・ ・ ・ ・ 12

# 清水町医療救護計画

## 第1 清水町医療救護計画の位置づけ

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、清水町の防災対策の大綱を定めた「清水町地域防災計画」のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画である。

## 第2 医療救護計画策定の目的

この計画は、予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害から町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の万全を期すことを目的とする。

なお、風水害、大爆発、大火災、富士山の火山活動等の災害についても、必要に応じてこの計画で定める体制の中で対応する。

## 第3 医療救護計画の基本的な考え方

災害時に医療救護を円滑に行うため、地域住民、町、関係機関及び県は役割分担を行い、十分な連携をもって活動にあたる。

### 1 関係機関の役割

地域住民、町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県等が、災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互に連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を展開する。

#### (1) 地域住民の役割

地域住民は、「自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守る」を基本として、家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

##### ア 町民が実施すべき事項

- ・軽度の傷病については、自ら手当てを行える程度の医薬品を準備する。
- ・医療救護を受けるまでの応急処置及び救護看護技術を習得する。
- ・軽度のものについては、自己処置及び地域住民等の助け合いにより処置する。

##### イ 自主防災会が中心となって実施すべき事項

- ・応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。
- ・応急処置及び救急看護技術に関する講習会を開催する。
- ・担架、救急医療セット等の応急救護機材等を整備する。
- ・医師の処置が必要な傷病者を救護所等へ搬送する。
- ・救護病院への傷病者の搬送に協力する。

(2) 町の役割

町は、町民の生命と健康を守るため、清水町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力のもと、医療救護活動を行う。

(3) 医師会、歯科医師会、薬剤師会の役割

沼津医師会、駿東歯科医師会、沼津薬剤師会（以下「三師会」という。）は、町と密接に連携し、医療救護施設等における医療救護活動が、迅速かつ円滑に実施できるよう全面的に協力する。

(4) 県の役割

静岡県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター等の協力の下、町で対応困難な広域的な医療救護活動を実施する。

2 関係機関との連携

発災時に医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関の相互の連携を適時に行うため、清水町医療救護対策本部（以下「町医本部」という。）を設置する。

町医本部は、清水町災害対策本部（以下「町災対本部」という。）との連携を密にし、医療救護活動にあたる。

3 医療救護の対象者及び区分

(1) 医療救護の対象者

ア 災害による負傷者

イ 人工透析、人工呼吸器装着等の難病患者及び妊産婦、新生児、直接災害に起因しない救急患者等

ウ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

(2) 対象者の区分

医療救護の対象者を次のとおり区分する。

区分	エリア	状況
重症患者	赤	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を要する者
中等症患者	黄	多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者
軽症患者	緑	上記以外の者で医師の治療を必要とする者

ただし、軽易な傷病で家庭救護できる程度の者（以下「医療救護対象外の者」という。）は除く。

#### 4 医療救護施設の区分

医療救護施設を次のとおり区分する。

区分	指定	主な機能
災害拠点病院	県	・重症患者の受入 ・広域搬送への対応 ・DMAT医療チームの受入
救護病院	町	・中等症及び重症患者の受入 ・重症患者の災害拠点病院への搬送
救護所 救護医院	町	・医療救護対象者の重症度・緊急度の判定及び選別（トリアージ） ・中等症及び重症患者の応急処置及び搬送 ・軽症患者で医師の治療を要する者の処置

#### 5 医療救護期間の区分

(1) 医療救護の期間は次のとおりとする。

フェーズ	区分	期間
I	超急性期	災害発生～概ね48時間
II	急性期	3日目～1週間
III	亜急性期～中長期	1週間～1か月

但し、区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

(2) 救護所等の開設期間

救護所等の開設期間は概ねフェーズI及びIIの期間とし、町災対本部が町医本部と連携を図り決定する。

#### 6 医療救護に係る費用

医療救護に係る費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適応された場合における同法の規定又は現行保険制度その他により取り扱う。

また、医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定その他により取り扱う。

#### 7 災害時の情報把握

(1) 通信手段

災害時の通信手段として、救護病院・救護医院・救護所に行政防災無線等を配備する。

## (2) 情報システム

町、県、医療救護施設は、ふじのくに防災情報システム（F U J I S A N）及び広域災害救急医療情報システム（E M I S）を使用する。

## 8 研修及び訓練の実施

町は、医療救護体制について、関係機関の協力のもと、防災訓練及び救護所設置運営訓練等を定期的に行い、医療救護についての実践的能力を高めると共に、トリアージ等大規模災害時における医療救護活動について住民への啓発を行い、災害時において迅速かつ円滑な医療救護活動の実施に努める。

## 第4 災害時の医療救護体制及び連携

町職員及び医療従事者は、救護所参集基準等に基づき、迅速に参集し、医本部並びに救護所を立ち上げる。

また、救護所において必要な医薬品等については、地域薬剤師会（薬局）及び医薬品卸業者等と連携し、確保に努める。

### 1 参集基準

災害発生時、人的被害が発生または発生すると予想される場合は、本計画に基づき、救護活動を行うものとする。

医療救護関係者の参集基準は次のとおりとする。

- (1) 町内で震度6弱以上の震度を計測したことを気象庁が発表したとき
- (2) 東海地震注意情報が発表されたとき
- (3) 警戒宣言が発令されたとき
- (4) 付近の被害が甚大で、医療救護の対象者が多数発生していると予測される時
- (5) 自然災害で災害救助法が適用になるような被害又は、同法の適用が見込まれるときで、町長の指示があったとき
- (6) 多数の死傷者が発生し、通常対応では困難と思われる事故が発生したとき、その状況により町長が指示したとき
- (7) 多くの医療機関が被害を受け、町長が救護所を設置することが必要と判断したとき

### 2 医療救護対策本部の設置

#### (1) 設置場所

災害発生時、医療救護活動を迅速かつ円滑に実施できるよう町医本部を清水町役場庁舎3階大会議室に設置する。

(2) 構成員

町医本部は、沼津医師会清水町地区会代表、駿東歯科医師会清水町支部代表、清水町災害薬事コーディネーター及び**健幸づくり**課職員で構成し、その他状況に応じて必要な人員を町災対本部等と調整し設置することができるものとする。

(3) 役割

町医本部は、医療救護施設及びその他の医療機関の被害状況等を調査・把握し、その状況を町災対本部に報告するとともに、医療救護活動が円滑に実施できるよう、応援医師等の派遣要請、派遣受入及び医薬材料等の確保に努める。

必要に応じて、町災対本部に医療救護施設の被害状況の調査、医療救護活動を行う人材の応援要請、医薬材料の供給要請及び救急搬送等を依頼する。

(4) 医療救護用品の受入れ

町医本部は、県内外からの医療救護用品等を受け入れ、各医療救護施設の状況に基づき配布する。

各本部従事者及び業務内容

本部名	従事者	業務内容
清水町災害対策本部 (町災対本部)	救助対策部 (福祉介護課長) 医療・福祉班 ( <b>健幸づくり</b> 課長)	<ul style="list-style-type: none"><li>・町全体の救護活動の状況把握と報告</li><li>・災害状況の情報提供</li><li>・町民への医療救護状況の周知</li><li>・県との連絡調整</li><li>・救護所の開設決定</li><li>・医療支援の派遣要請の決定</li><li>・検視医師の派遣決定</li></ul>
清水町医療救護対策本部 (町医本部)	医師会代表 歯科医師会代表 災害薬事コーディネーター <b>健幸づくり</b> 課職員	<ul style="list-style-type: none"><li>・救護医院及び救護所との連絡調整</li><li>・医療救護病院との連絡調整</li><li>・町災対本部との連絡調整</li><li>・救護所の開設状況報告</li><li>・医療支援の派遣要請</li><li>・応援医師等の受入れ調整</li><li>・医療救援物資の受入れ</li><li>・検視の医師派遣の調整</li><li>・救護所との連絡調整</li><li>・救急対応歯科医師体制の整備</li></ul>



### 3 医療救護班の編成

三師会の協力のもと、町医本部への出動、各救護所への出動は、別に定める非常災害時医療救護班編成表により行い、発災時に対応できるように予め関係者に周知する。

### 4 医療救護活動協力看護師等の確保

町は、医療救護活動に協力できる看護師について、清水町災害医療協力看護師等登録要綱を定め、災害時に町が行う医療救護活動において、登録看護師等に協力を要請する。

### 5 医薬品等の確保と供給体制

町は、救護所に、災害用医薬品及び医療資機材を配備する。

また、災害時に不足する医薬品等を確保するため、県が定めた災害薬事コーディネーターと連携・協力し、救護所等における医薬品の確保にあたる。

#### (1) 医薬品の確保

ア 救護所は、医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに町医本部へ必要な医薬品等の数量を連絡し、町医本部は、災害薬事コーディネーターの協力により、医薬品等の卸業者からこれを調達する。

イ 救護病院は、医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに医薬品等の卸業者からこれを調達する。

ウ 前項の規定による調達が困難な場合は、町災対本部を通じて静岡県災害対策本部東部方面本部（以下、「県東部方面本部」という。）に供給を要請する。

#### (2) 血液製剤の確保

ア 警戒宣言が発せられた場合は、町医本部は町内の病院、静岡県沼津赤十字血液センター及び血液製剤卸業者の血液製剤の保有状況を把握する。

イ 救護所は、血液製剤の供給を要請する場合は、町医本部に輸血用血液の必要量を連絡し、町医本部は町内の病院間の調整を行い、調達が困難な場合は、町災対本部から県東部方面本部に供給を要請する。

ウ 救護病院は、血液製剤に不足が生じた場合は、静岡県沼津赤十字血液センター及び血液製剤卸業者からこれを調達する。

エ 前項の規定による調達が困難な場合は、町災対本部を通じて県東部方面本部に供給を要請する。

### (3) 医薬品等及び血液製剤の輸送

医薬品等の確保が困難な場合には、救護所及び救護病院は、町医本部に確保の要請を行う。

町医本部は、町災対本部を通じて、町内各薬局及び事前に調整した医薬品卸業者に対し供給の要請をする。

医薬品等及び血液製剤は、医薬品卸業者、静岡県沼津赤十字血液センターによる輸送を原則とし、輸送困難な場合は、町災対本部を通じ、県東部方面本部へ輸送手段の確保を要請する。

また、町で確保が困難な場合には、県東部方面本部に調達・あっせんを要請する。

医療救護施設において輸血用血液製剤が必要となった場合には、町災対本部を通じて県東部方面本部に調達・あっせんを要請する。

## 6 外部からの派遣医療従事者等の受入れ

医療救護についての応援医師や保健師等の受入れ場所は町医本部とし、町医本部は、町内医療救護施設等への派遣について調整する。

## 第5 医療救護施設の役割分担

災害時における医療救護活動を円滑に行うため、救護所、救護医院、救護病院及び災害拠点病院の役割、運営等の体制づくりを図り、十分な連携をもって活動にあたる。

### 1 救護所及び救護医院

救護所は、医療救護対象者の重傷度・緊急度の判定・選別（トリアージ）を行うものとし、必要に応じ中等症患者、重症患者に対する応急処置と軽症患者で医師の治療を必要とする者の処置を行う。

なお、救護所においては、配備資機材等の状況に応じ、可能な範囲での処置を行うものとする。

妊産婦及び新生児、人工透析患者等については、必要に応じて、救護医院において、必要な処置を行う。

#### (1) 設置場所

救護所は、清水町図書館・保健センター複合施設、清水町防災センターとする。（所在地は表1のとおり）

救護医院は、医療法人社団健奨会遠藤クリニック、島田産婦人科医院、医療法人同仁会柿田川第一クリニックの3か所とする。（所在地は表2のとおり）

(2) 運営管理者

ア 救護所：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、町職員で編成した医療チームにより行うものとし、運営管理者は医師とする。

副管理者に町職員を配置する。

イ 救護医院：医院に勤務する医師、看護師、事務員等で対応し、運営管理者は医院長とする。

(3) 活動体制

町職員及び医療従事者は、参集基準に基づき参集し、町医本部、救護所及び救護医院を設置する。

救護所及び救護医院の運営管理者は、救護所及び救護医院の開設状況を町医本部に報告する。

運営管理者は、可能な限り医療チームを編成し、24時間体制でチーム単位交代制にて対応できるよう配慮する。救護所・救護医院で医療チームの不足が生じた場合は、町医本部へ派遣要請する。

(4) 担当業務

救護所

ア 医療救護対象者の重症度、緊急度の判定及び選別（トリアージ）

イ 医師の治療を必要とする軽症患者の処置

ウ 必要に応じた重症患者・中等症患者の応急処置

エ 救護病院等への搬送手配

オ 死亡の確認、遺体安置所への搬送手配

カ 医療救護活動の記録

キ 町医本部への措置状況等の報告

ク その他必要な事項

救護医院

ア 町から要請された医療救護者の受入及び治療等

イ 受入者の状況報告

(5) 設備及び資機材

ア 設備

・町は、救護所・救護医院を耐震性が確保されている施設に設置し、事前に定める。

・町は、東海地震注意報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に設備の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

・医療救護班は、注意情報及び警戒宣言の有無にかかわらず、発災後直ちに非常災害時医療救護班編成表に基づき、所定の救護所に参集し、救護所を開設する。

- ・救護所の管理者は、被災により救護所がその機能に支障を生じたと認める場合には、町災対本部に必要な措置を要請する。
- ・救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り予備の医療救護班を編成するよう配慮する。
- ・町は、救護所の設置に当たり、あらかじめ各関係者と協議し、医療救護活動が十分行えるようスペースを確保し、運営管理者等に周知する。
- ・患者搬送のルートを確保し、関係者に周知する。

## イ 資機材

町は、救護所運営に当たり、必要となる医薬品及び医療資機材等について、関係機関と調整の上配備する。

### ① 医薬品、医療資機材等（別紙2）

医薬品等…解熱鎮痛消炎剤、抗生物質製剤、滅菌消毒剤、外用剤、止血剤、強心剤・昇圧剤、局所麻酔剤、その他必要と思われる薬剤

医療資機材…感染防止用衛生材料、診察器材、創傷処置用資機材、蘇生器材、その他必要と思われる資機材

なお、衛生材料等については、新型インフルエンザ対策の備蓄資機材も活用する。

### ② トリアージ、ロジスティクス、クロノロジー等の資機材

災害対策用ベッド、簡易ベッド、担架、災害用発電機、患者用毛布、トリアージタグ等

### ③ テント

4方幕付テント

### ④ 情報掲示や誘導・案内板等

デジタルサイネージ、ホワイトボード、テレビ等

## 2 救護病院

救護病院は、重症患者・中等症患者の受入及び治療処置等を行う。

### (1) 対象施設

救護病院は、一般病床等を有する既存病院で、医療救護活動が期待できる病院について、当該病院の管理者と協議のうえ指定する。

救護病院は、独立行政法人国立病院機構静岡医療センター、医療法人社団宏和会岡村記念病院の2か所とする。（所在地は表3のとおり）

### (2) 運営管理者

救護病院の病院長を運営管理者とし、病院従事者が患者受け入れ等についての対応を行う。

### (3) 運営体制

#### ア 救護病院医療救護計画の策定

運営管理者は、災害時において救護病院が行う医療救護活動について、職員等参集手順や役割分担、トリアージ実施場所や患者収容スペースの確保等施設の利用方法、入院患者への対応等、医療救護活動が円滑に進むよう救護病院医療救護活動計画を策定する。

#### イ 災害発生時の初動体制整備

運営管理者は、災害発生時等に直ちに対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況等を調査把握し、患者受入の可否等広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に入力する。

併せて、被災により病院の機能に支障を生じたと認める場合には必要とする措置等について要請する。

ただし、医療情報システムが使用できない場合においては、別紙1（様式332-1、332-2、332-2集）により報告することとし、この場合、町災対本部長は、大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領に基づき、救護病院の開設被害状況について県東部方面本部を經由し、県災害対策本部に報告する。

#### ウ 活動体制

医療救護活動は24時間体制とし、活動時間等は、町災対本部が町医本部と連携を図り決定する。

#### エ 他の医療救護施設との連携

運営管理者は、災害拠点病院との役割を明確にし、病院職員の広域医療搬送トリアージ基準の習熟に努め、災害拠点病院を中心とした広域搬送体制を補完できるよう努める。

### (4) 担当業務

ア 医療救護対象者の重症度、緊急度の判定及び選別（トリアージ）

イ 重症患者及び中等症患者の処置及び収容

ウ 災害拠点病院及び広域搬送拠点への患者搬送手配

エ 医療救護活動の記録

オ 死亡の確認・遺体安置所への搬送手配

カ その他必要な事項

### (5) 施設整備等

ア 救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

イ 救護病院の管理者は、施設設備の耐震化を図り、適切な要領の自家発電機及び3日分程度の燃料等ライフラインの確保に努める。

ウ 医薬品、給食、給水等については、町長が当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

### 3 災害拠点病院

救護病院では処置及び収容ができない場合には、県が定めた広域計画に基づく災害拠点病院を利用するものとする。(所在地は表4のとおり)

## 第6 傷病者の搬送体制

傷病者の搬送は、災害の程度、傷病者数、搬送要員、車両及び資機材の確保の状況等を考慮し、救護施設等の運営管理者の指揮により効率的に実施する。

町は、必要な車両、搬送要員、資機材等の確保に努める。

### 1 救護所及び救護医院から救護病院への搬送体制

重症・中等症患者を町内の救護病院へ搬送する場合は、できるだけ自主防災組織により行うものとする。

重症度が高く緊急を要する患者や自主防災組織でも困難な場合は、町医本部へ搬送要請を行う。町医本部は、消防等への救急搬送を調整する。

なお、道路の被害状況により、車での搬送が困難な場合も予想されるため、各運営管理者は状況の把握に努める。

### 2 救護病院から災害拠点病院への搬送体制

救護病院で治療困難な患者が発生した場合、町医本部へ患者搬送の要請を行う。

町医本部は、消防等への救急搬送を調整する。

救護病院で広域搬送患者が発生した場合は、町医本部・町災害本部等と連携し、県東部方面本部に広域搬送を要請する。

### 3 広域搬送体制

広域搬送による医療の確保が必要な患者が発生した場合には、町災害対策本部から県東部方面本部と調整し、県広域搬送拠点に搬送する。

## 第7 日常的に医療を必要とする患者等への対応

日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児等及び平常時にも発生する救急患者、妊産婦等については、救護医院、救護病院及び災害拠点病院等で対応する。

#### 1 人工透析患者等への対応

人工透析患者の透析治療は、原則として、平常時にかかっている医療機関で受入れるものとするが、受け入れ困難な場合にあっては、町が依頼する救護医院等に搬送し、必要な治療を行う。

また、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児等についても、平時にかかっている医療機関での対応とするが、受け入れが困難な場合にあっては、災害拠点病院に搬送し、必要となる医療を確保する。

#### 2 妊産婦等への対応

妊産婦及び新生児で保護及び処置が必要な場合は、救護医院等に搬送し、必要な処置等を行う。

#### 3 こころのケア対策

発災直後に、治療が必要となる精神疾患患者等については、災害拠点病院と連携をとり必要な処置を講ずる。

その他、避難所等における避難者の心のケア対策については、救護所等における清水町健康支援マニュアルによるものとする。

### 第8 医療関係者等への協力要請

町災対本部は、災害が発生し、医療救護活動において必要と認めるときは、町内在住の医療関係者等に対して応援の要請を決定し、これに基づき、町医本部は、応援協力を要請する。

### 第9 医療救護活動の終了

救護所の縮小及び閉鎖については、町災対本部の指示によるものとする。

### 第10 健康支援活動への移行

医療救護班は、急性期以降、町災対本部及び町医本部の指示に基づき、災害の状況に応じて医療救護活動を縮小し、健康支援活動に移行する。

健康支援活動については、別に定める清水町健康支援マニュアルによるものとする。

## 医療救護施設一覧表

表 1 救護所

救護所名	所在地	電話番号
清水町図書館・保健センター複合施設	清水町堂庭 63-1	TEL : 055-971-5151 FAX : 981-0025
清水町防災センター	清水町徳倉 1603-40	TEL : 055-932-3333 FAX : 932-2266

表 2 救護医院

救護医院名	所在地（電話番号）	診療科目
医療法人社団健奨会 遠藤クリニック	清水町久米田 159-4 TEL : 055-975-8801	外科、消化器科
島田産婦人科医院	清水町伏見 38-1 TEL : 055-972-6100	産科、婦人科
医療法人社団同仁会 柿田川第一クリニック	清水町戸田 53-15 TEL : 055-991-2022	泌尿器科、人工透析科

表 3 救護病院

救護病院名	所在地（電話番号）	診療科目
独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター	清水町長沢 762-1 TEL : 055-975-2000 FAX : 055-975-2725	内、呼、消、循、小、外、整、 脳神外、呼外、心外、皮、泌、 産婦、眼、耳、リ、放、リウ、 歯、麻、脳内
医療法人社団宏和会 岡村記念病院	清水町柿田 293-1 TEL : 055-973-3221 FAX : 055-973-3403	循、心外



表 4 災害拠点病院(県指定)

災害拠点病院名	所在地（電話番号）	診療科目（令和2年2月1日現在）
富士宮市立病院	富士宮市錦町3-1 TEL：0544-27-3151 FAX：0544-23-7232	内、循、小、外、整、脳神外、 皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、
富士市立中央病院	富士市高島町50 TEL：0545-52-1131 FAX：0545-51-7077	内、精、循、小、外、整、形、 脳神外、皮、泌、産婦、眼、耳、 放、歯外
独立行政法人地域 医療機能推進機構 三島総合病院	三島市谷田字藤久保2276 TEL：055-975-3031 FAX：055-973-3647	内、呼、消、総内、循、腎、産 婦、耳、外、整、脳神外、泌、 乳外、眼、放、麻
沼津市立病院	沼津市東椎路字春ノ木550 TEL：055-924-5100 FAX：055-924-5133	総内、神内、呼、消、循、腎、 糖、小、新、外、整、形、脳神 外、呼外、小外、皮、泌、産婦、 眼、耳、リハ、放、リウ、歯外、 麻、救、臨
独立行政法人国立 病院機構静岡医療 センター	清水町長沢762-1 TEL：055-975-2000 FAX：055-975-2725	内、呼、消、循、小、外、整、 脳神外、呼外、心外、皮、泌、 産婦、眼、耳、リハ、放、リウ、 歯、麻、脳内
順天堂大学医学部 附属静岡病院	伊豆の国市長岡1129 TEL：055-948-3111 FAX：055-948-5088	呼内、消、循、小、外、整、形、 脳神外、心外、皮、眼、泌、産 婦、耳、放、アレ、リウ、麻、 血、腎、糖、脳内、新、呼外、 メ、救診、病診、リハ、臨

内：内科 精：精神神経科 神内：神経内科 呼内：呼吸器内科 救：救急科  
 消：消化器内科 総内：総合内科 乳外：乳腺外科 脳内：脳神経内科  
 循：循環器内科 小：小児科 外：外科 整：整形外科 形：形成外科  
 脳神外：脳神経外科 呼外：呼吸器外科 心外：心臓血管外科  
 小外：小児外科 皮：皮膚科 泌：泌尿器科 産：産科 婦：婦人科  
 眼：眼科 耳：耳鼻咽喉科 リハ：リハビリ科 放：放射線科  
 リウ：リウマチ科 歯：歯科 麻：麻酔科 産婦：産婦人科 血：血液内科  
 歯外：歯科口腔外科 アレ：アレルギー科 腎：腎臓内科 病診：病理診療科  
 糖：糖尿病・内分泌内科 脳内：脳神経内科 新：新生児科 臨：臨床検査科  
 呼外：呼吸器外科、メ：メンタルクリニック 救診：救急診療科